

インクルーシブ教育について

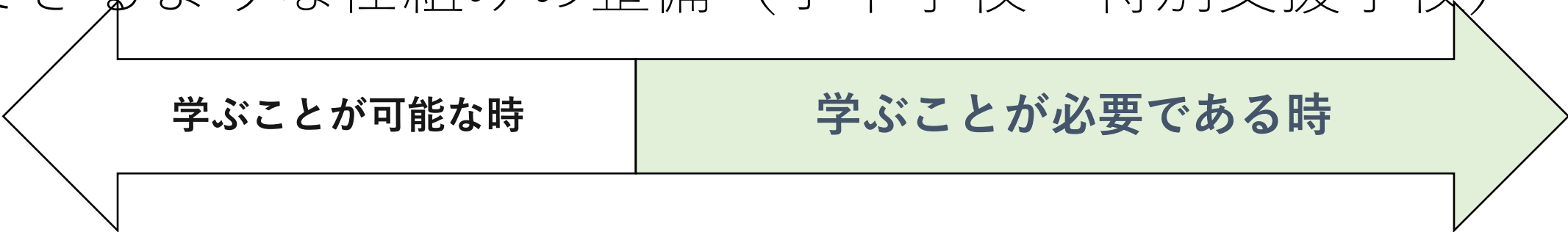
第1回総合教育会議
令和7年5月19日（月）

インクルーシブ教育

対 象	制度の内容	教育の場
すべての子ども	人間の多様性の尊重強化、 障害者の能力の最大限の発達 等を目指し、共に学ぶ	連続性のある 多様な学びの場 ≠ 通常の学級

参考 H27.3インクルーシブ教育システム研修会資料
千葉県教育委員会特別支援教育課

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、
その時点での**教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供**
できるような仕組みの整備（小中学校・特別支援学校）



一人の子どもが、1日の中でも学習内容によって学ぶ場が変わる

通常 の学級	通常 の学級 合理的配慮による 支援を受けながら	通常 の学級 専門家の助言を 受けながら	通常 の学級 支援員等を配置	通級 による指導 ことばの教室	通級 による指導 特別支援学校の きこえの教室 （サテライト） からの動き 担当者	通級 による指導 特別支援学級の 知的 自閉症・情緒 弱視	特別 支援学校	特別 支援学校 訪問学級	自宅・病院における 訪問学級
-----------	-----------------------------------	-------------------------------	----------------------	-----------------------	---	--	------------	--------------------	-------------------

学ぶ場を考えるときの最も本質的な視点

・子ども自身が

- ・授業内容が**わかる**。
- ・学習活動に参加している**実感・達成感**を持つ。
- ・**充実した時間**を過ごしている。
- ・**生きる力**（将来の自立に向けてた力）を身に付けている。

※合理的配慮が提供される中で

これからも、子どもの今と未来を考えて

- 学ぶ場を考えるときの最も**本質的な視点**の重視
- 教育的ニーズに最も**的確に応える**指導を提供
- 連続性のある**多様な学び**の場
- **基礎的環境整備**と合理的配慮の提供
- **全教職員**への特別支援教育研修の充実
- 地域・保護者への特別支援教育の**啓発**

等の**継続**